

令和4年(行ウ)第43号 行政文書不開示決定取消等請求事件

原告 和田裕一

被告 国(処分行政庁 出入国在留管理庁長官)

答 弁 書

令和4年2月25日

東京地方裁判所民事第3部B1係御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎  
東京法務局訟務部(送達場所 別紙のとおり)

部 付 笠間 那未果

法務事務官 宮川 和 

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

法務事務官 清水 俊 

法務事務官 八柳 健 

〒100-8255 東京都港区港南五丁目5番30号

東京出入国在留管理局

入国審査官 石川 

入国審査官 尾上 勇 

入国審査官 松本 由香 

入 国 審 査 官

小 林



入 国 審 査 官

石 川 健



入 国 審 査 官

楠 田 彩



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項の請求を棄却する
- 2 請求の趣旨第2項に係る訴えを却下する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）

3条は、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる旨規定し、同法5条柱書きは、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨規定している。

そうすると、請求の趣旨第2項に係る訴え（以下「本件義務付けの訴え」といい、請求の趣旨第1項に係る訴えを「本件取消しの訴え」という。）は、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号に定めるいわゆる申請型の義務付けの訴えであると解される。

そして、本件義務付けの訴えは、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型に該当するところ、かかる訴えについては、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる（同法37条の3第1項2号）から、同条3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。したがって、上記各請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される。

そして、本件取消しの訴えは、追って準備書面で主張するとおり、棄却されるべきもので、本件取消しの訴えに係る請求は認容されない。

よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものであり、不適法であるから却下されるべきである。

### 第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以上

(別紙)

## 送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 宮川 宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307